

鳥取市農業再生協議会運営費交付金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取市農業再生協議会運営費交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農業を担う農業構造の確立等に資するため、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進等、地域における生産・経営対策を総合的に推進することを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 本交付金の対象となる者は、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）による地域農業再生協議会である鳥取市農業再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(交付対象経費)

第4条 本交付金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、協議会の実施する事業に要する経費のうち、謝金、旅費、会場借上料、消耗品費、役務費その他市長が特に必要と認める経費とする。

(交付金の額の算定等)

第5条 本交付金は、交付対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本交付金の増額
- (2) 本交付金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号

に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第8条 本交付金の実績報告は、交付金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本交付金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月10日から施行し、平成17年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行し、平成19年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行し、平成24年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月5日から施行し、平成30年度の交付金から適用する。